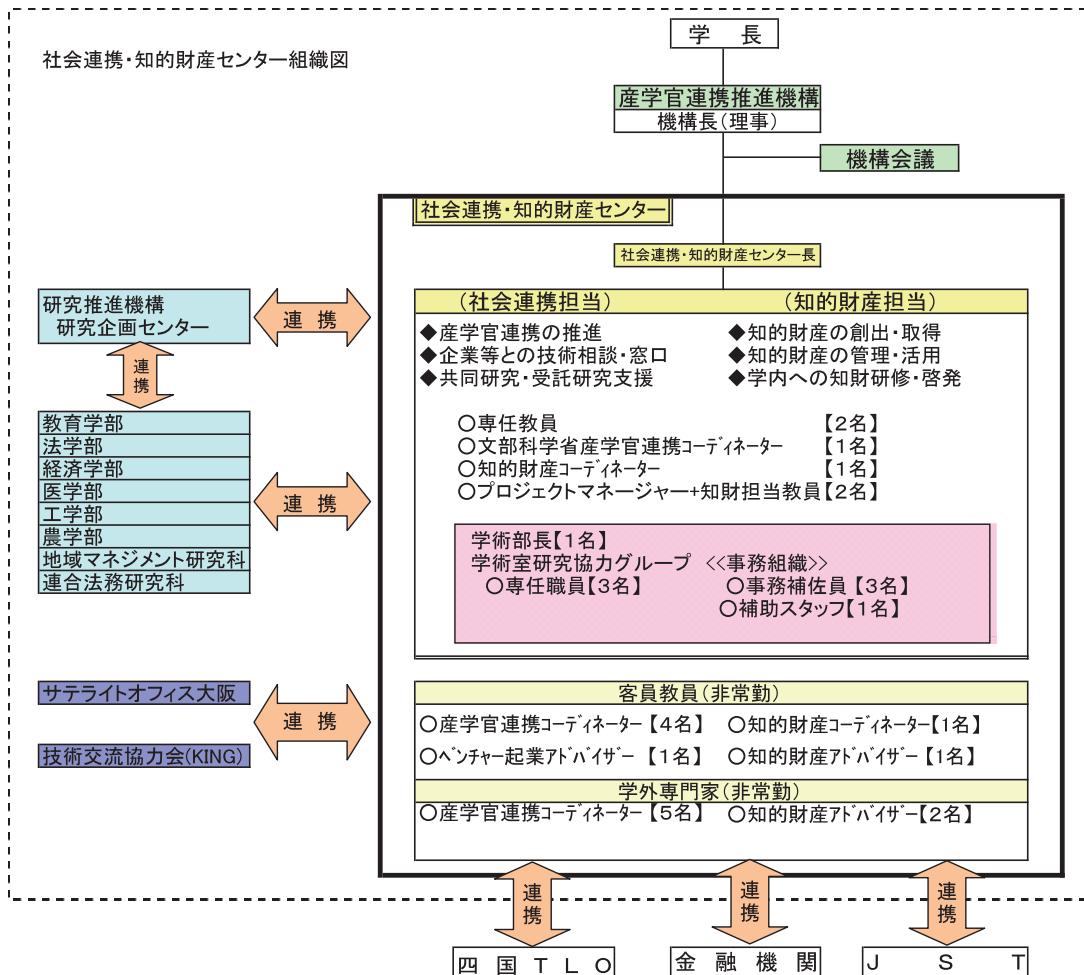


參 考 資 料

参考資料（平成21年4年1日現在）

- (1)社会連携・知的財産センター組織図
- (2)产学官連携推進機構規則
- (3)产学官連携推進機構会議規程
- (4)社会連携・知的財産センター規程
- (5)社会連携・知的財産センターア会議規程
- (6)社会連携・知的財産センター利用細則
- (7)知的財産帰属決定会議規程
- (8)知的財産評価専門委員会規程
- (9)知的財産評価に関する取扱要領
- (10)職務発明規程
- (11)知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則
- (12)研究成果有体物管理規程



香川大学産学官連携推進機構規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人香川大学組織規則第18条第3項の規定に基づき産学官連携推進機構(以下「機構」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、産学官連携により香川大学(以下「本学」という。)における学術研究の高度化とその成果を社会に還元することを目的とする。

(機構の構成及び業務)

第3条 機構は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる下部組織(以下「センター等」という。)を統括する。

- (1) 社会連携・知的財産センター
- (2) 危機管理研究センター
- 2 センター間の業務連携及び人的ネットワークの構築により機構機能の強化を図ることを中心とする業務とする。
- 3 センター等の業務に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第4条 機構に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 専任教員
- (3) その他の職員
- 2 機構に、副機構長を置くことができる。

(職務)

第5条 機構長は機構の業務を総括する。

- 2 副機構長は、機構長の職務を助ける。
- 3 専任教員は第3条第1項の各号に規定するセンター等に所属し、当該センター等の業務を処理する。
- 4 その他の職員は、機構の業務を処理する。

(機構長等)

第6条 機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 副機構長は、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

- 3 副機構長の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、当該副機構長を推薦した機構長の任期を超えることはできない。
- 4 専任教員は、第7条に定める機構会議の議に基づき、学長が選考する。

(機構会議)

第7条 機構に、機構の重要事項を審議するため、香川大学産学官連携推進機構会議(以下「機構会議」という。)を置く。

- 2 機構会議に関し必要な事項は、別に定める。

(機構運営会議)

第8条 機構に、機構の運営方針等を協議するため、香川大学産学官連携推進機構運営会議(以下「機構運営会議」という。)を置くことができる。

(事務)

第9条 機構に関する事務は、機構が関係する学部事務部の協力を得て、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

香川大学産学官連携推進機構会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学産学官連携推進機構規則(以下「機構規則」という。)第7条に規定する香川大学産学官連携推進機構会議(以下「機構会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 機構会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
 - (2) 機構規則第4条第2項の規定による副機構長
 - (3) 機構規則第3条第1項の各号に定める下部組織の長
 - (4) 専任教員
 - (5) 各学部等から選出された教員 各1人
 - (6) その他機構長が必要と認めた者
- 2 前項第5号及び第6号の委員は、学長が任命する。
- 3 第1項第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 第1項第5号及び第6号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 機構会議は、次に掲げる重要事項について審議する。

- (1) 中期計画及び年度計画に関する事項
- (2) 規則その他の制定又は改廃に関する事項
- (3) 組織の設置又は廃止に関する事項
- (4) 教員の選考に関する事項
- (5) 予算及び施設・設備に関する事項
- (6) 評価に関する事項
- (7) その他機構長が必要と認める事項

(会議の主宰及び議長)

第4条 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。ただし、機構長に事故あるときは、あらかじめ機構長の指名した者がその職務を代行する。

- 2 議長は、機構会議を主宰する。
- 3 機構会議は、議長の招集により開催するものとする。

(会議の議事運営)

- 第5条 機構会議は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項にかかわらず、特別の必要があると機構会議が認めるときは、前2項に定める要件以外の定めをすることができる。

(構成員以外の者の出席)

- 第6条 議長は、必要があるときは、機構会議の承認を得て、構成員以外の者を会議に出席させることができる。ただし、この者は、可否の数に加わることができない。

(事務)

- 第7条 機構会議の事務は、機構が関係する学部事務部の協力を得て、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、機構会議の議事及び運営の方法について必要な事項は、機構会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

香川大学社会連携・知的財産センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学産学官連携推進機構規則第3条第3項の規定に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、香川大学（以下「本学」という。）における産学官連携活動を推進すること並びに本学における知的財産の創出、取得、活用及び管理を戦略的に実施すること及び本学の各種組織を有機的に連携した、全学的な知的財産の管理・活用体制を整備することにより、産学官交流の場として地域の科学技術発展と産業の振興に寄与するとともに、本学における学術研究及び教育の充実に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 企業等との共同研究及び受託研究に関すること。
- (2) 企業等への研究成果の技術移転に関すること。
- (3) 本学に帰属する知的財産に関すること。
- (4) 学内に対する知的財産の研修に関すること。
- (5) 企業等の技術者に対する技術教育及び研修に関すること。
- (6) 企業等との学術情報交換と連携協力に関すること。
- (7) 企業等からの科学技術相談に関すること。
- (8) 外国人研究者との共同研究及び学術交流に関すること。
- (9) 学内及び他大学との共同研究に関すること。
- (10) 本学の学生に対する実践的な技術教育及び研究指導に関すること。
- (11) 地域社会における学術研究交流に関すること。
- (12) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(構成)

第4条 センターは、次に掲げる者で組織する。

- (1) センター長
- (2) センター担当教員
- (3) 産学官連携コーディネータ
- (4) 知的財産コーディネータ

(5) 管理担当職員

(6) その他必要な者

2 センターに副センター長を置くことができる。

3 センターは、必要に応じて次に掲げる非常勤のコーディネータ及びアドバイザーを置くことができる。

(1) 産学官連携コーディネータ

(2) 産学官連携アドバイザー

(3) 特命担当コーディネータ

(4) 知的財産コーディネータ

(5) 知的財産アドバイザー

(6) ベンチャー起業アドバイザー

4 第1項第5号は、本学の学術部長をもって充てる。

5 第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる者並びに第3項各号に掲げる者は、センター長の申出に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター会議(以下「センター会議」という。)の協議を経て、香川大学産学官連携推進機構長(以下「機構長」という。)が任命又は委嘱する。

(センター長)

第5条 センター長は、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 センター長は、センターの業務を総括する。

3 センター長の任期は2年とし、再任することができる。ただし、当該センター長を任命した学長の任期を超えることはできない。

4 前項の規定にかかわらず、センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 センター長の選考は、次の各号に該当する場合に行う。

(1) 任期が満了するとき。

(2) 辞任を申し出たとき。

(3) 欠員となったとき。

6 センター長の選考は、前項第1号の場合には、任期満了前の一月前以前に、同項第2号又は第3号の場合には、速やかに行うものとする。

(副センター長)

第6条 第4条第2項の規定に基づき副センター長を置くときは、センター長の推薦に基づき、機構長が任命する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任することができる。ただし、当該副センター長を

任命した機構長の任期を超えることはできない。

- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター担当教員)

第7条 センター担当教員は、次の各号に掲げる者のうちから機構長が任命する。

- (1) 産学官連携推進機構の専任教員
- (2) 本学教員

(客員教授等)

第8条 センターに、客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)を置くことができる。

- 2 前項の客員教授等の称号の付与は、機構長の申出に基づき、学長が行う。
- 3 前項の申出は、機構会議が選考した客員教授等候補者を推薦することにより行う。
- 4 機構長は、客員教授等に第4条第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる者又は同条第3項各号に掲げる者を兼務させることができる。
- 5 客員教授等の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

(協力教員)

第9条 センターに、産学官連携に対する日常的な活動を支援、及び知的財産を発掘するため協力教員を置く。

- 2 協力教員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 協力教員は、センター長と部局の長との協議を経て、機構長が任命する。

(事務)

第10条 センターの事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、香川大学地域開発共同研究センター規程(平成19年4月1日制定)及び香川大学知的財産活用本部規程(平成19年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 この規程の施行後、最初に任命される第9条の協力教員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成20年8月31日までとする。

香川大学社会連携・知的財産センター会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学組織運営規則第12条の2第2項の規定に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター会議(以下「センター会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 センター会議は、香川大学社会連携・知的財産センター(以下「センター」という。)の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) センターの業務に関する事項
- (2) その他センター長が必要とする事項

(組織)

第3条 センター会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
- (3) センター担当教員
- (4) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第1項に掲げる産学官連携コーディネータ及び知的財産コーディネータ
- (5) 管理担当職員

(議長)

第4条 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、予め議長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 センター会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 センター会議の事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センター会議に関し必要な事項は、センター会議

が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行により、香川大学地域開発共同研究センター会議規程（平成 19 年 4 月 1 日制定）及び香川大学知的財産活用本部会議規程（平成 19 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

香川大学社会連携・知的財産センター利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、香川大学社会連携・知的財産センター規程第11条の規定に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(センターの利用)

第2条 センターは、次の各号に掲げる目的のために利用することができる。

- (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究
- (2) 民間機関等と技術者に対する技術研修
- (3) 香川大学（以下「本学」という。）の学生に対する実践的な研究指導
- (4) 产学連携の推進及び知的財産に関するセミナー、シンポジウムなど学術研究集会の開催
- (5) 本学の研究成果を活用した事業（創業準備を含む。）
- (6) その他产学連携の推進及び知的財産に関するものとして社会連携・知的財産センター長（以下「センター長」という。）が特に必要と認めた業務

(利用申請及び変更)

第3条 センターの共同研究室を利用しようとするときは、利用する者の中から責任者（原則として、本学の教員に限る。以下「利用責任者」という。）を定め、利用（変更）申請書（別紙様式1）及び研究計画調書（別紙様式2）をセンター長に提出しなければならない。

- 2 利用の可否は、香川大学产学官連携推進機構会議（以下「機構会議」という。）の議を経てセンター長が承認する。
- 3 センター長は、本条第1項の利用申請に対し、利用の可否を利用責任者に通知するものとする。
- 4 利用責任者は、利用計画に変更が生じたときは、機構会議の議を経て速やかにセンター長の承認を受けなければならない。

(利用期間)

第4条 共同研究室の利用期間は、原則として承認の日の属する年度内とする。

- 2 共同研究及び受託研究が複数年度契約になっている等事業遂行上前項の規定によりがない事情がある場合センター長は、利用期間の延長を認めることができる。延長できる利用期間は2年以内とし、年度ごとに承認を得るものとする。

(利用の報告)

第5条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求め

ることができる。

(細則の遵守)

第6条 利用者は、この細則を遵守しなければならない。

2 センター長は、利用者が前項に違反し、又はセンターの運営に支障を与えるおそれがあるときは、利用の承認を取り消すことができる。

(利用の取消等)

第7条 次の各号に掲げる場合は、センターの利用承認を取り消し、又は利用を中止させことがある。

- (1) 利用者が、この細則の規定に反した場合
- (2) 利用者が、センターの利用目的に反した場合
- (3) センター長が、センターの管理運営上支障があると認めた場合

(損害の弁償)

第8条 利用者は、施設、設備及び備品等の保全に努めなければならない。

2 センター長は、利用者が故意又は過失によりセンターの施設、設備及び備品等を破損し、又は亡失したときは、その弁償を求めることができる。

(機器の搬入等)

第9条 利用者は、機器搬入申請書（別紙様式3）をセンター長に提出し、承認を得て、センター内で使用する教育研究に必要な機器等を搬入することができる。

2 利用者は、前項による機器等の使用が終了したときは、速やかに搬出しなければならない。
3 機器等の搬入及び搬出に要する経費は、当該利用者の負担とする。

(利用上の注意)

第10条 センターの利用に当たっては、事故、災害の防止に努めなければならない。また、整理・整頓・清掃など、清潔で安全な環境の維持管理に留意しなければならない。

(経費の負担)

第11条 センターの共同研究室を利用するときは、利用者は、別表第1に係る経費及び光熱水料の実費相当額を負担しなければならない。ただし、センター長が必要と認めた場合は、利用料金の一部又は全額を免除することができる。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行により、香川大学地域開発共同研究センター利用細則（平成 16 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。
- 3 この細則の施行の際、現に香川大学地域開発共同研究センター利用細則第 3 条又は第 9 条により利用責任者又は利用者が受けていた承認は、この細則によってなされた承認とみなす。
- 4 第 4 条第 2 項に規定する利用期間延長の期間算定の取扱は、香川大学地域開発共同研究センター利用細則で承認された期間を承継するものとする。

別表第1（第11条関係）－利用負担額－

階	部屋名(面積)	利用負担額／年当たり (円)
2階	共同研究室1 (42m ²)	210,000
	共同研究室2A (37m ²)	185,000
	共同研究室2B (37m ²)	185,000
	共同研究室3 (46m ²)	230,000
3階	共同研究室4A (37m ²)	185,000
	共同研究室4B (37m ²)	185,000
	共同研究室5 (35m ²)	175,000

注1) 利用負担額は、1年間1m²当たり5,000円とする。

注2) 部屋の利用に伴う光熱水料は、上記利用負担額に含まない。

注3) 利用期間は原則1年とする。ただし、月単位で利用する場合には、月割計算により負担する。月割計算による利用負担額の月額は、年額の1/12に相当する額を負担する。

別紙様式1（第3条第1項関係）

香川大学社会連携・知的財産センター共同研究室（新規・延長）

利用(変更)申請書

平成 年 月 日

香川大学社会連携・知的財産センター長 殿

利用責任者

所属部局

職・氏名

印

電話

fax

E-mail

下記のとおり利用（変更）したいので申請します。

記

利 用 区 分	共同研究	受託研究	大学発ベンチャー
研 究 題 目 (複数記載可)			
利 用 者 (センターを利用する者を記載すること)	所属・職	氏 名	連絡先 電話・FAX・E-mail
利用希望期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日（年度にまたがった申請は不可） 延長申請の場合は、利用開始日（平成 年 月 日）		
利用希望 共同研究室名	共同研究室○		
利用するセンタ ー設備・機器等 名			
搬入予定の 主な大型機器			
セ ン タ 一 専 用 欄	上記申請を <input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない（理由： ） 平成 年 月 日 社会連携・知的財産センター長 印		
備 考			

注1) 共同研究・受託研究の場合は、原則として申込書または契約書の写し（今年度分でも可）を提出して下さい。本申請に添付できない場合には、利用開始日までに提出して下さい。提出がない場合には、利用を取り消すことがあります。

注2) 大学発ベンチャーとは、利用細則第2条第5号に規定する本学の研究成果を活用した事業（創業準備を含む。）を実施する企業とする。

別紙様式2（第3条第1項関係）

研究計画調書

現在までの準備状況等 (継続希望者にあっては今までの研究実績・研究成果等)	
共同研究室を利用する必要性(共同研究との関連性)	
共同研究室としての見込める活用度・研究成果及び研究計画	

別紙様式3（第9条第1項関係）

機 器 搬 入 申 請 書

平成 年 月 日

香川大学社会連携・知的財産センター長 殿

利用（責任）者

所属部局

職・氏名

印

電話

fax

E-mail

下記の機器を利用承認を受けた研究室に搬入したいので申請します。

記

搬 入 目 的			
共同研究室名			
搬 入 日 時	平成 年 月 日 時		
搬 入 機 器 名		物品番号	
規 格			
寸 法	幅 mm、高さ mm、奥行 mm		
重 量	Kg		
使 用 電 力	相（単相、3相）、電力（100、200V）、容量（ KW）		
センター 専用欄	上記申請を <input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない（理由： ） 平成 年 月 日 社会連携・知的財産センター長 印		

(注) この申請書は搬入機器ごとに提出してください。

香川大学知的財産帰属決定会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学職務発明規程第5条の2第2項の規定に基づき、香川大学知的財産帰属決定会議（以下「決定会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 決定会議は、学長からの諮問を受け、知的財産の帰属の決定等を行うために必要な審議を行う。

(組織)

第3条 決定会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 産学官連携推進機構長（以下「機構長」という。）
 - (2) 社会連携・知的財産センター長
 - (3) 財務又は経営を担当する常勤の理事
 - (4) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
 - (5) 各学部、地域マネジメント研究科、香川大学・愛媛大学連合法務研究科、教育・学生支援機構、研究推進機構及び図書館・情報機構（以下「部局等」という。）から選出された教員 各1人
 - (6) 知的財産活用に関する学外有識者
- 2 前項第5号の委員は、学長が任命する。
 - 3 第1項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 第1項第6号の委員は、機構長の推薦に基づき学長が委嘱する。

(議長)

第4条 決定会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 議長は、決定会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 決定会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、やむを得ず欠席をする委員から書面による委任をされた者を委員代理として出席委員とみなす場合は、この限りではない。

- 2 議事は、出席委員（前項ただし書きの委員代理を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第6条 職務発明等に関する事項を評価し、決定会議に報告させるため、香川大学知的財

産評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（委員以外の者の出席）

第7条 決定会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）

第8条 決定会議の事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、決定会議に関し必要な事項は、決定会議が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行により、第3条第1項第5号の教員が決定会議の委員となる場合の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

香川大学知的財産評価専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学知的財産帰属決定会議規程第6条第2項の規定に基づき、香川大学知的財産評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 専門委員会は、特許出願の迅速性を図るため、次の各号に掲げる事項について評価する。

- (1) 職務発明等の該当の可否
- (2) 当該職務発明等の技術的評価
- (3) 当該職務発明等の活用性
- (4) 当該職務発明に係る知的財産権の持分割合
- (5) その他職務発明等に関すること。

2 専門委員会は、評価結果について産学官連携推進機構長に報告する。

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 社会連携・知的財産センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
- (3) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第1項に掲げる産学官連携コーディネータ及び知的財産コーディネータ
- (4) その他センター長が必要とする者 若干人

2 前項第4号の委員は、学内者又は学外者からセンター長の指名に基づき産学官連携推進機構長が任命又は委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 必要に応じて、前条第1項の評価を受ける該当部局等の知的財産帰属決定会議委員を専門委員会委員に加えることができる。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 専門委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 専門委員会の事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月23日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

香川大学知的財産評価に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、香川大学知的財産評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）規程（以下「規程」という。）第2条に規定する評価について、その取扱いを定める。

(権利の帰属)

第2条 本学に届出のあった職務発明等については、専門委員会で評価され、その報告に基づき、香川大学知的財産帰属決定会議（以下「決定会議」という。）でその帰属を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は発明等の迅速な出願等のために必要と認めるときは、決定会議での審議の前に必要な保全手続きをとることができる。

(意見の申出)

第3条 発明者は、所属する部局の決定会議委員を通じて、専門委員会に意見を申し出ることができる。

2 専門委員会委員長は、前項の申出があったときは、当該決定会議委員をその発明等に係る専門委員会の委員に加えなければならない。

(再評価の禁止)

第4条 本学が職務発明等の権利を承継しないと決定した発明等については、再評価は行わないものとする。

(評価の実施時期等)

第5条 専門委員会は、本学が承継した職務発明等の権利について、次の各号に掲げる時期に、規程第2条各号に掲げる事項について評価し、その報告に基づき決定会議でその帰属を決定するものとする。

- (1) 発明等の出願時期
- (2) 発明等の審査請求時
- (3) 発明等の登録維持時

2 前項各号の評価は、決定会議において職務発明等の権利を本学が承継しないと決定し、発明者に当該権利が返却された後、発明者が当該権利の保全に必要な手続きを実施できる期間を確保できる時期に行わなければならない。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、社会連携・知的財産センター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年6月23日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

香川大学職務発明規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、香川大学（以下「大学」という。）の職員が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明及び研究意欲の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

(1) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における前記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録の出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条第1項に規定する品種登録を受ける権利及び外国における前記各権利に相当する権利

ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物及び同号の3のデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権及び外国における前記各権利に相当する権利

(2) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許権の対象となるものについては発明

ロ 実用新案権の対象となるものについては考案

ハ 意匠権の対象となるものについては意匠

ニ 商標権の対象となるものについては商標

ホ 回路配置利用権の対象となるものについては半導体集積回路の回路配置

ヘ 育成権の対象となるものについては品種

ト 著作権の対象となるものについてはプログラム等

(3) 「職員」とは、香川大学職員就業規則第2条第1号に定める者をいう。

(4) 「職務発明等」とは、大学における教育研究活動の一環として行われた研究等に基づき職員が行った発明等であって、かつ、当該発明等をするに至った行為が職員の現在又は過去の職務に属する発明等をいう。

- (5) 「発明者」とは、職務発明等を行った職員をいう。
- (6) 「退職」とは、香川大学職員就業規則第21条第1項に定めることをいう。

第2章 権利の帰属、発明等の届出

(権利の帰属)

第3条 大学は、職務発明等に係る知的財産権の全部または一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、特別の事情があると大学が認めるときは、発明者に帰属させることができる。

(届出及び受理)

第4条 職員は、発明等を行ったときは、発明等届出書（別記様式1）によって、速やかに学長に届け出るものとする。

2 学長は、前項の届出があったときは、速やかに当該発明者に受理した旨を通知しなければならない。

(決定)

第4条 学長は、前条第1項の届出があったときは、産学官連携推進機構長（以下「機構長」という。）に対し、発明等に関する事項を諮問し、その報告に基づき当該発明等に關し権利の帰属等を決定する。

2 学長は、前項の規定により決定したときは、当該発明者に通知しなければならない。

3 学長は、職務発明等の権利を大学が承継すると決定したときは、出願等権利保護のため必要な手続きを行うことができる。

4 学長は、前項の規定にかかわらず、機構長の報告を踏まえ、必要な場合には、職務発明等の権利を大学が承継すると決定する前に、権利保護のため発明者の同意のもとに出願等の必要な手続きを行うことができる。

5 前項によって、権利保護のために出願等の手続きを行った発明等について、職務発明等の権利を大学が承継しないと決定した場合は、大学の責任の下に速やかに修正されなければならない。

(決定会議)

第5条の2 前条の決定のため、香川大学知的財産帰属決定会議（以下「決定会議」という。）を置く。

2 決定会議に関し必要な事項は、別に定める。

(決定に関する事務の委任)

第5条の3 学長は、権利の帰属等の決定に関する事務を機構長に委任する。

(譲渡書の提出等)

第6条 発明者は、学長が職務発明等の権利を大学が承継すると決定したときは、権利譲渡書（別記様式2）を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、大学と発明者が知的財産権を共有する場合においても適用する。

3 学長は、発明者から権利が譲渡された職務発明等について、出願等権利保護のため必要な手続きを行わなければならない。

4 第1項の規定により権利の譲渡を受けた職務発明等について、権利の承継を続けない

ことを決定したときには、遅滞なく発明者に返還するものとする。

(任意譲渡)

第7条 職員からの届出による発明等について、学長が職務発明等の権利を大学が承継しないと決定した場合に、発明者から知的財産権を大学に譲渡する申し出があったときは、学長は、機構長の意見を徴したうえで、知的財産権の承継の可否を決定する。

(異議の申立て)

第8条 発明者は、第5条第1項による決定に異議あるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対し、異議を申立てることができる。

2 学長は、異議の申立てがあったときは、機構長の意見を徴したうえで、異議申立ての当否を決定する。

3 学長は、前項の決定を当該発明者に通知する。

第3章 発明者への補償

(補償金の支払)

第9条 大学は、職務発明等をした発明者に対し、別に定める補償金を支払うものとする。

(退職したときの補償)

第10条 前条の補償金を受ける権利は当該権利に係る発明者が退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。

第4章 雜則

(守秘義務)

第11条 大学と発明者は、当該発明等の内容等の事項について、出願までの期間、秘密を守らなければならない。ただし、大学と発明者が協議のうえ、秘密期間を延長することができるものとする。

(退職後の取扱い)

第12条 職員が退職した場合においても、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、本規程によるものとする。

(職員以外の者の取扱い)

第13条 職員以外の者で、職務発明等につき契約がなされている者については、この規程を準用する。

(事務局)

第14条 本規程に定める事務は、社会連携・知的財産センターが行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別記様式1（第4条関係）

平成 年 月 日

香川大学長 殿

所 属

職位・氏名

印

連絡先 電話

ファックス

電子メール

発明等届出書

香川大学職務発明規程第4条第1項に基づき、下記のとおり発明等を届出いたします。

記

- 1 発明等の名称
- 2 知的財産の種類
- 3 共同発明者の有無 有 / 無
所属・氏名・連絡先（電話、ファックス、電子メール）
- 4 発明等の経過
- 5 主たる研究経費及び研究設備
- 6 特許出願希望国
- 7 発明等の内容
 - A) 従来技術
 - B) 発明等の説明
 - C) 発明等による効果・作用
 - D) 発明等の段階
実用化のために更なる研究が必要である はい / いいえ
 - E) 実用化に際しての課題
 - F) 実用化可能な製品・分野
- 8 発明の活用先企業、または更に共同研究したい機関、企業などの候補があれば記載してください。
- 9 出願の希望時期
- 10 発表の有無 有 / 無
発表予定（学会名、発表方法、刊行物名、ホームページのアドレス等）
- 11 その他

注) 1.この届出は、学内の発明者の代表者が行うことで共同届出とすることができます。

2. 3の共同発明者の欄は、学外の発明者についても記載してください。

別記様式2（第6条関係）

権利譲渡書

平成 年 月 日

住所 香川県高松市幸町1番1号
譲受人 香川大学長 殿

住所 _____
居所 _____
譲渡人 _____ 印

香川大学職務発明規程第6条第1項に基づき、下記の発明等に関する特許権等知的財産権を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

1 発明等の名称

2 特許権等知的財産権の持分

発明者氏名等 学内発明者の持分割合

(参考)

その他学外発明者の有無 あり・なし

香川大学知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、香川大学（以下「本学」という。）における知的財産の機関管理に当たり、発明者が職務発明等の権利を本学に譲渡する場合の発明者の権利及び義務、並びに発明者に対する知的財産権を活用した収益の配分について、必要な事項を定める。

(本学が承継した職務発明等の権利の取扱い)

第2条 本学が承継した職務発明等の権利は、本学の責任の下に、誠実に権利の成立と維持に必要な手続きを取るものとし、発明者は出願手続等において本学に協力しなければならない。

(発明等に対する照会)

第3条 社会連携・知的財産センター長（以下「センター長」という。）は、本学が承継した職務発明等の権利について当該発明者から照会を受けた場合は、その職務発明等の現在の状況について説明しなければならない。

2 発明者は、権利譲渡書を提出した当該職務発明等の取扱いについて疑義がある場合は、センター長に説明を求めることができる。

(仮手続き)

第4条 本学に届出のあった職務発明等は、知的財産評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）で評価し、その報告に基づき知的財産帰属決定会議（以下「決定会議」という。）で帰属を決定する。

2 職務発明等の迅速な出願等を行う必要がある場合は、当該職務発明等に関する権利の帰属を決定する前に、必要な保全手続きを取ることができる。

3 前項の規定に基づき、本学が職務発明等の権利を承継するものとして保全手続を行った後、職務発明等の権利を承継しないと決定した場合、保全手続に要した費用の負担を当該発明者に求めないものとする。

4 第2項の規定に基づき、本学が職務発明等の権利を承継しないものとして発明者自らが保全手続を行った後、本学が職務発明等の権利を承継すると決定をした場合は、本学が当該発明者が負担した費用を補償するものとする。

(発明等の活用)

第5条 センター長は、権利の譲渡を受けた職務発明等について、発明者の意向を尊重し、かつ発明者と協力して、その活用に努めるものとする。

2 前項の活用の形態は、技術移転による収益の獲得、共同研究・受託研究又は各種研究資金の助成等による外部資金の獲得などによるものとする。

(権利の返還)

第6条 本学が権利の譲渡を受けた職務発明等について、出願等権利保護のために必要な手続きを取らないとき、又は権利化後3年間にわたり発明等を活用できないときは、発明者と協議の上、返還することができるものとする。

(収益の配分)

第7条 知的財産権を活用して得られた収益のうち、その収益を得るまでに要した費用を除いた額を配分するものとする。

2 前項による額の50%を発明者に、残りを大学に配分するものとする。

3 発明者が退職又は死亡したときは、第1項による額の35%を限度に発明者又はその承継者に、残りを大学に配分する。

4 前三項の規定により大学に配分される額の半分を社会連携・知的財産センターに配分する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、職務発明等に係る発明者の権利及び義務、並びに発明者に対する知的財産権を活用した収益の配分に関する必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年6月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成 17 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 当分の間、第 7 条第 1 項の費用には、出願権利化等（知的財産の出願又は権利化及びその権利の維持又は保全をいう。）のために大学が支出した額を含めないものとする。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

香川大学研究成果有体物管理規程

(目的)

第1条 この規程は、香川大学（以下「本学」という。）がその研究活動によって有することに至る成果有体物の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、成果有体物の適正な管理を図り、もって研究活動及び社会連携活動を円滑に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「成果有体物」とは、職員等の研究の過程において創作又は取得された物のうち、学術的又は財産的に価値のある有形の物であって、試薬、試料、化学物質、実験動植物、菌株、試作品、試験装置又は実験器具をいう。

- 2 この規程において、成果有体物が生物試料である場合には、その増殖繁殖によって生じた子孫増殖物も成果有体物とみなして適用する。
- 3 この規程において、「職員等」とは、次の各号に定める者をいう。
 - (1) 本学職員就業規則第2条第1号に定める者
 - (2) 本学の学生、大学院生又はポストドクターであって、本学指導教員の指示に基づき本学職員の研究活動に参画する又は本学指導教員の監督に従う旨を署名した者
 - (3) 前二号に定める者以外の者で、本学の施設・設備・機器などを使用する者のうち、この規程に従う旨を約した者
- 4 この規程において、「部局等」とは、職員等が所属している事務局、各学部、各研究科、各機構、保健管理センター及び広報センターをいう。

(成果有体物の帰属)

第3条 成果有体物は、原則として本学に帰属する。

- 2 職員等が、本学以外の機関における本学の研究活動により又は本学以外の機関から本学の研究活動のために提供を受け入れることにより、主体的に創作又は取得した成果有体物の帰属については、別に約した場合を除き、その機関が定めるところに従わなければならない。

(成果有体物の管理と利用)

第4条 成果有体物を創作又は取得した職員等は、その成果有体物を適正に管理しなければならない。

- 2 成果有体物は、特段の定めがない限り、創作又は取得した時点から成果有体物として取り扱うものとし、この時点での登録を要しないものとする。ただし、成果有体物の学術研究上顕著な有効利用のために必要不可欠な情報を一般に公開公表する場合等に届け出ることを妨げない。
- 3 本学における研究を目的とした成果有体物の利用は、原則として自由とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する可能性がある場合には、利用させることができない。
 - (1) 法令又は本学規則等に反する場合
 - (2) 個人のプライバシー又は団体の機密に属する事項が保持されない場合
 - (3) その他利用者の管理が不適切である場合

- 4 職員等は、前条第2項の受入れに該当する場合にあっては、当該成果有体物の提供者の意思に従った利用をしなければならない。
- 5 部局等の長は、本条の規定する成果有体物の管理と利用が適正に行われるために必要に応じた指導、教育及び監督をしなければならない。

(成果有体物の提供)

第5条 職員等が第三者の研究のために成果有体物を提供する場合は、予め部局等の長へ届け出た後に行わなければならない。ただし、第三者が公法人又は公的研究機関である場合には、提供後の書面による報告をもって足りるものとする。

- 2 前項の成果有体物の提供は、当該成果有体物の創作又は取得に必要な原材料費及び輸送費等の直接的に発生する費用（以下「直接費用」という。）があるときは、その費用を第三者に負担させて提供することを原則とする。
- 3 本学は、前二項の規定により成果有体物の提供を行う場合には、当該成果有体物を用いた第三者による研究成果の取扱い、守秘義務及び研究目的以外への使用禁止等提供にあたり必要な事項を取り決めた「研究材料提供契約」を当該第三者と締結する。ただし、部局等の長が、第三者からの誓約書又は研究者間の協議書等の書面に基づき、提供にあたって必要な事項についての合意があると認めた場合には、この限りではない。
- 4 本条は、職員等が退職又は異動にあたって、自らが創作又は取得した成果有体物の提供を本学に求める場合に準用する。

第6条 職員等が産業上の利用を目的とする第三者に成果有体物を提供する場合は、本学社会連携・知的財産センターに協議し、予めその旨の届出書に部局等の長の承認書を付して学長へ提出し、承諾を得なければならない。

- 2 前項の成果有体物の提供は、直接費用を上回る対価を得られる場合に実施することを原則とする。
- 3 本学は、前二項の規定により成果有体物の提供を行う場合には、当該第三者と「研究材料提供契約」又は「研究材料売買契約」を締結する。
- 4 本学が第2項に規定する対価を得られる場合には、当該対価の一部について別途定めるところにより、第1項の職員等への還元に充てができるものとする。
- 5 前条の定めるところにより成果有体物の提供がなされたにもかかわらず、その提供がなされた後に生じた正当かつ合理的な事情により産業上の利用を目的として当該成果有体物を利用することになる第三者は、本条第1項の第三者とみなす。

(秘密の保持)

第7条 職員等は、成果有体物に関し、既に公表されたもの、公表することが認められたもの及び秘密を保持する旨の契約の下に特定の者に開示することが認められたものを除き、その秘密を保持しなければならない。

- 2 職員等は、職務上知ることのできた個人情報又は外部機関の研究成果等について、特段の取り決めによって正当な理由がない限り、他に漏洩又は提供してはならない。

3 前二項の規定は、職員等の退職又は異動後においても適用する。

(雑則)

第8条 この規程の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 26 日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に創作又は取得し、この規程施行の際引き続き職員等が保有している研究成果有体物は、この規程の施行日に創作又は取得したものとみなす。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条第1項関係）

平成 年 月 日

研究成果有体物提供届出書

国立大学法人香川大学
(部局等名) の長 殿

部局等名
職名
氏名 印

以下の有体物の提供（学術上の利用を目的）に関し、国立大学法人香川大学における研究成果有体物管理規程第5条に基づき、届け出します。

記

- (1) 有体物の名称
(2) 無償・有償の別 無償・有償（有償の場合は、金額を記入すること。）
(3) 提供理由
(4) 提供月日 平成 年 月 日
(5) 提供相手先等 ○○○○（研究材料提供契約添付）
(6) その他必要事項

注意)

- 「研究材料提供契約」は、部局等の長が提供にあたって必要な事項の合意があると認めた場合は、第三者からの誓約書又は研究者間の協議書等の書面に代えることができます。
- 学術上の目的の場合は、原則として無償（輸送費等の直接費用は徴する。）となります。
- 学外への有体物の提供の状況を把握したいので、本届出書の写しを社会連携・知的財産センターへ提出いただくようお願いします。

様式第2号（第6条第1項関係）

平成 年 月 日

研究成果有体物提供届出書

国立大学法人香川大学長 殿

部局等名

職名

氏名 _____

下記の有体物の提供（産業上の利用を目的）に関し、国立大学法人香川大学における研究成果有体物管理規程第6条に基づき、届け出します。

記

（1）有体物の名称

（2）無償・有償の別 無償・有償（有償の場合は、金額を記入すること。）

（3）提供相手先の使用目的

（4）提供予定期限 平成 年 月 日

（5）提供相手先

1) 相手先の名称

2) 住所、郵便番号

3) 代表者の役職、氏名

4) 担当者の役職、氏名

5) 電話番号、ファクス、電子メール等

（6）その他必要事項

注意)

・本届出書は、有体物の提供について予め協議した上で、社会連携・知的財産センターへ提出願います。

・本届出書には、部局等の長の承認書を付して提出願います。

様式第3号（第6条第1項関係）

平成 年 月 日

承 認 書

創作／取得責任者

殿

部局等の長

印

貴殿の創作／取得した下記の成果有体物に関し、国立大学法人香川大学における研究成果有体物管理規程第4条（成果有体物の管理と利用）に該当しないことを確認したので、同規程第6条に基づく有体物の提供（産業上の利用を目的）について承認します。

記

（1）有体物の名称

（2）無償・有償の別 無償・有償（有償の場合は、金額を記入すること。）

（3）提供相手先の使用目的

（4）提供予定期限 平成 年 月 日

（5）提供相手先

1) 相手先の名称

2) 住所、郵便番号

3) 代表者の役職、氏名

4) 担当者の役職、氏名

5) 電話番号、ファクス、電子メール等

（6）その他必要事項

注意)

- ・ 本承認書は、学長への届出書に付して社会連携・知的財産センターへ提出してください。
- ・ 有体物の提供にあたっては、別途、研究材料提供契約を締結すること。
- ・ 国内法、国際条約及び本学の規程（遺伝子組み換え生物等、動物の輸入届出制度、植物防疫法等）に該当する場合は、別途、決められた手続きをとること。



KAGAWA
UNIVERSITY

社会連携・知的財産センター 活動報告書

香川大学 社会連携・知的財産センター

〒761-0396 香川県高松市林町 2217-20
TEL (087) 864-2522
FAX (087) 864-2549
E-mail ccip@eng.kagawa-u.ac.jp
URL <http://www.kagawa-u.ac.jp/ccip/>



香川大学キャラクター

細い線で「K」をモチーフにした動物（人）を描いています。「夢・個性」の発見に向けて、人一倍の「嗅覚（アンテナ）」を磨き生かし、知識、探究、思考、発想、実行を重ねながら、筋肉を身につけて魅力的な人となり社会に巣立つことをイメージしております。

2009年5月発行